

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 26. 5. 23 第 186 回国会第 22 号

5 月 23 日（金）、第 22 回の委員会が開かれました。

1 議案の撤回許可に関する件

- ・アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外 2 名提出、第 183 回国会衆法第 15 号）、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（御法川信英君外 4 名提出、第 183 回国会衆法第 21 号）及び過労死等防止基本法案（泉健太君外 10 名提出、第 185 回国会衆法第 28 号）の撤回を許可することに決しました。

2 アレルギー疾患対策基本法案起草の件

- ・とかしきなおみ君外 5 名（自民、維新、公明、みんな、結い、共産）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者古屋範子君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな、結い、共産、阿部知子君（無））

3 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案起草の件

- ・とかしきなおみ君外 4 名（自民、維新、公明、みんな、結い）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者上野ひろし君（維新）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな、結い、阿部知子君（無） 反対—共産）

4 厚生労働関係の基本施策に関する件（過労死等防止対策の推進）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
 - ・参考人から意見を聴取しました。
- （参考人）全国過労死を考える家族の会代表世話人

寺 西 笑 子 君

5 過労死等防止対策推進法案起草の件

- ・後藤委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな、結い、共産、阿部知子君（無））

6 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 33 号）

- ・田村厚生労働大臣、古川財務副大臣、福岡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・高橋千鶴子君（共産）提出の修正案について、提出者高橋千鶴子君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。（賛成—共産、阿部知子君（無） 反対—自民、民主、維新、公明、みんな、結い）
- ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成—自民、民主、維新、公明、結い、共産、阿部知子君（無） 反対—みんな）

(質疑者及び主な質疑内容)

柚木道義君(民主)

- ・日本年金機構の発足以後で、事務処理誤りにより国民年金保険料徴収権が時効消滅した件数と今後の事務処理誤りの防止策について伺いたい。
- ・年金支給開始年齢を75歳まで選択できるとした場合、65歳から受給開始した場合と比べて受給総額で上回る時点の試算結果を伺いたい。
- ・年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)による年金積立金の運用に際して、リスクの高い運用により損失が発生した場合の責任の所在について伺いたい。

中根康浩君(民主)

- ・年金支給開始年齢を70歳まで選択できる現行制度の年金増加率を前提に、75歳からの支給を選択できるとした時の65歳開始時よりも受給総額が上回る年齢を伺いたい。
- ・中小企業における正社員の増加や賃金上昇を実現するために社会保険料の事業主負担分の一部を支援する仕組みを検討すべきではないか。

長妻昭君(民主)

- ・未統合の年金記録約2,000万件のうち、名寄せ特別便等に対して未回答であった315万件の記録解明に向けた具体的方策を講ずるため、サンプル調査を実施すべきではないか。
- ・GPIFが機関投資家の行動指針である「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れる方針を固めたことについて、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・厚生年金における未適用事務所等の実態を把握し、厚生年金への適用を促進するため、年金事務所においてサンプル調査を実施すべきではないか。

中島克仁君(みんな)

- ・本法律案により年金記録の訂正手続が厚生労働省に移行するが、どのように公平性を担保するのか、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・国民年金保険料の納付率向上には、納付猶予の対象者の拡大よりも、納付しやすくする工夫や徴収体制の整備が必要であると考えますが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・年金保険料の納付に当たっての国民の利便性の向上の観点から歳入庁の設置について前向きに検討すべきではないか。

井坂信彦君(結い)

- ・付加年金制度は役割が不明確であり、認知度の低さや収支面から考えても廃止すべきではないか。
- ・年金保険料を国税と同程度の厳格さで徴収することで、どのような問題が生じるのか。
- ・国民年金保険料が定額であることにより著しい逆進性が生じていることから、納付率の向上のためには、制度改善が必要と考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

足立康史君(維新)

- ・年金受給開始年齢の75歳までの選択制について、一部で損得の面からの議論も見られるが、開始年齢の決定は個人の選択によるものであることから、個々の損得では議論できないのではないか。
- ・財政検証の経済前提において、基本的には前回の試算モデルを変えていないという理解でよいか伺いたい。
- ・今回の財政検証の経済前提の条件は楽観的なものとなっているのではないか。

重徳和彦君(維新)

- ・セーフティネットの性質を持つ障害・遺族給付については、税を財源とした給付とし、老齢給付とは切り分けるべきではないか。
- ・保険制度の建前のもと年金保険料について自主納付でありながら納付は義務と厚生労働省は説明しているが、その趣旨は年金制度が賦課方式であることと、無年金・低年金者が生活保護に陥るのを防止することにあるのか。
- ・未統合となっている年金記録の解明について国民にその取組状況を詳細に説明すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

高橋千鶴子君(共産)

- ・国民年金保険料を納付しない人の多くは経済的理由によるものであることを踏まえ、国民年金保険料の後納制度を恒久的な仕組みにすべきではないか。
- ・国民年金保険料の納付猶予制度の対象者を30歳未満から50歳未満まで拡大するのは、少しでも年金受給に結び付けるためであるという趣旨をきちんと周知する必要があるのではないか。
- ・本人の選択により年金支給開始年齢を75歳まで繰り下げることができる制度を検討するのは、年金支給開始年齢を70歳に引き上げたいという意図があるからではないか。